

小児慢性特定医療費医療受給者証の新規申請について

必要書類

□ ①申請書

石川県健康福祉部健康推進課ホームページよりダウンロードできます。

保護者（患者さんが加入している医療保険の被保険者の方等）が申請してください。

□ ②医療意見書

医療機関に記載を依頼してください。(※1つの医療機関の医療意見書のみの提出で可)

医療意見書を記載する医師は、各都道府県等から指定されている「指定医」に限られています。（石川県の指定医は県及び金沢市ホームページで公表しています。金沢市に住所のある病院の医師は金沢市ホームページ、それ以外の病院の医師は石川県ホームページに掲載されています。）

□ ③医療意見書の研究利用についての同意書

□ ④住民票

同一世帯の者すべてが記載されており、続柄のあるもので、発行日から3ヵ月以内のもの。
(マイナンバーが記載された住民票を提出する場合は、患者さん、申請者、支給認定基準世帯員（患者さんと同一の医療保険に加入する者）のマイナンバー以外は黒マジックで塗りつぶすなどして、見えないようにしてください。)

□ ⑤医療保険の資格情報が確認できる資料（健康保険証の写し等）

※マイナ保険証の場合：医療保険の保険者から交付された「資格確認書」の写し又は、
マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの

患者さんが加入している医療保険によって、提出する方の範囲が異なります。

加入している医療保険		資料の提出が必要な方の範囲
国民健康保険 国民健康保険組合		患者さんの分と患者さんと同じ保険に加入している方全員分
全国健康保険協会 健康保険組合	患者さんが被保険者の場合	患者さんの分
共済組合 船員保険 など	患者さん以外が被保険者の場合	患者さんの分と被保険者の分（※）

※患者さんの保険証等に被保険者の氏名が記入されている場合は、被保険者の保険証等の写しの提出を省略することができます。

□ ⑥マイナンバー（個人番号）確認書類

後掲（4～5ページ）の説明に従い、窓口で提示してください。

以下は該当となる方のみ提出して下さい。

⑦【申請者が障害年金・遺族年金等を受給している場合】

- ・年金証書（写し）又は年金振込通知書（写し）

前年分の支給額が記載されたもの（1～12月分すべての支給による年額が確認できるもの）

⑧【申請者が特別児童扶養手当等を受給している場合】

- ・特別児童扶養手当等の証書（写し）又は支給決定額の通知書（写し）

前年分の支給額が記載されたもの（1～12月分すべての支給による年額が確認できるもの）

⑨【重症患者認定基準に該当する方】

- ・重症患者認定申告書

主治医にご相談の上、該当する場合は提出してください。

（該当しない場合は提出不要です。）

⑩【人工呼吸器等装着者認定基準に該当する方】

- ・人工呼吸器等装着者証明書

主治医にご相談の上、該当する場合は提出してください。

（該当しない場合は提出不要です。）

⑪【患者さんが指定難病の患者でもある場合】

- ・特定医療費（指定難病）受給者証の写し

（自己負担額が按分されるため、該当者がいる場合には必ず提出してください。）

⑫【世帯内に、他に指定難病の患者もしくは小児慢性特定疾病の患者がいる場合】

- ・該当者の受給者証の写し

（自己負担額が按分されるため、該当者がいる場合には必ず提出してください。）

⑬【加入している医療保険が「国家公務員共済組合」もしくは「地方公務員共済組合」の場合】

- ・同意書（国共済・地共済等加入者用）

石川県健康福祉部健康推進課ホームページよりダウンロードできます。

小児慢性特定疾病の医療費助成に係る月額自己負担上限額について

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額 (患者負担割合:2割、外来+入院)		
			原則		
			一般	重症 (※)	人工呼吸器等装着者
I	生活保護		0		0
II	市町村民税 非課税(世帯)	低所得 I (~80.9 万円)	1,250		500
III		低所得 II (80.9 万円超~)	2,500		
IV	一般所得 I (市町村民税課税以上 7.1 万円未満)		5,000	2,500	
V	一般所得 II (市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満)		10,000	5,000	
VI	上位所得 (市町村民税 25.1 万円以上)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2 自己負担		

※重症: ①高額な医療が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月を超えた月が年間6回以上ある場合)
②現行の重症患者認定基準に適合する者、のいずれかに該当。

マイナンバー制度の関係書類について

【申請書に記載が必要なマイナンバー】

申請書には、患者及び申請者と支給認定基準世帯員（申請者と同一の医療保険に加入する者）のマイナンバーの記載が必要です。

支給認定基準世帯員のマイナンバーは窓口では確認を行わないため、記載にあたってはお間違えのないようにご注意ください。

【確認書類について】

書類を提出の際には、窓口において「マイナンバーの確認」と「身元確認」を行いますので、以下の書類をお持ちください。なお「写し」の記載がないものは原本の提示が必要です。

【申請者本人が申請する場合】

マイナンバー（個人番号）の確認 （正しい番号であることの確認）

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード（裏面）
- 通知カード
- 住民票（個人番号が入ったもの）の写し、住民票記載事項証明書



身元の確認 （番号の正しい持ち主であることの確認）

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード（表面）
- 顔写真入りの身分証明書※
（運転免許証、パスポートなど）
- 顔写真のっていない身分証明書※
2つ（保険証等、年金手帳など）

※身分証明書となるもの

■ 顔写真入りの身分証明書

（いずれも提示時において有効なもの）

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、顔写真入りの学生証・社員証・資格証明書

■ 特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定医療費医療受給者証

（いずれも提示時において有効なもの）

■ 顔写真のいない身分証明書（2つ以上の提示が必要）

（いずれも提示時において有効なものまたは発行から6ヵ月以内のもの）

保険証等、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、写真表示のない学生証・社員証・資格証明書（氏名、生年月日または住所が記載されているもの。）

住民票の写し、住民票記載事項証明書（個人番号の確認として提示した場合は不可）

印鑑登録証明書、戸籍の付票の写し（謄本、抄本も可）、母子健康手帳

【申請者のご家族や施設の職員等、代理人が申請される場合】

代理人の「代理権、身元確認」と、申請者の「番号確認」を行います。

代理権の確認

以下のいずれかを提示

- 法定代理人であることを証する書類
〔 戸籍謄本、その他その資格を
証明する書類 〕
- 委任状
- 申請者の身分証明書※
〔 運転免許証、パスポート、
保険証等、個人番号カード等 〕



代理人の身元確認

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード
- 顔写真入りの身分証明書※
(運転免許証、パスポートなど)
- 顔写真のはいっていない身分証明書※
2つ(保険証等、年金手帳など)



申請者の番号確認

以下のいずれかを提示

- 個人番号カードまたはその裏面の写し
- 通知カードまたはその写し
- 住民票(個人番号がはいったもの)の写し、
住民票記載事項証明書またはその写し

※身分証明書となるものについては、前ページを参照

お問い合わせ・提出先

小松市、能美市、川北町にお住まいの方

●南加賀保健福祉センター

〒923-8648 小松市園町ヌ 48 番地 (TEL 0761-22-0793)

加賀市にお住まいの方

●加賀地域センター

〒922-0257 加賀市山代温泉桔梗丘 2 丁目 105-1 (TEL 0761-76-4300)

白山市・野々市市にお住まいの方

●石川中央保健福祉センター

〒924-0864 白山市馬場 2 丁目 7 番地 (TEL 076-275-2250)

かほく市、津幡町、内灘町にお住まいの方

●河北地域センター

〒929-0331 河北郡津幡町字中橋口 1-1 (TEL 076-289-2177)

七尾市、中能登町にお住まいの方

●能登中部保健福祉センター

〒926-0021 七尾市本府中町ソ 27 番 9 (TEL 0767-53-2482)

羽咋市、志賀町、宝達志水町にお住まいの方

●羽咋地域センター

〒925-0026 羽咋市石野町へ 31 石川県羽咋合同庁舎 1 階 (TEL 0767-22-1170)

輪島市、穴水町、能登町にお住まいの方

●能登北部保健福祉センター

〒928-0079 輪島市鳳至町畠田 102 番 4 (TEL 0768-22-2011)

珠洲市にお住まいの方

●珠洲地域センター

〒927-1223 珠洲市宝立町鵜島ハ 124 (TEL 0768-84-1511)

石川県庁 健康推進課難病対策グループ TEL 076-225-1448

<ホームページ>

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenkou/nanbyo/syouman001.html>